

市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況

資料 3-2

市町名	差別解消支援地域協議会 (令和7年10月1日現在)									
	設置済み	うち共同で設置	組織形態					設置予定	未定	予定なし
			差別解消法	基本法	総合支援法	虐待防止法	工夫点等			
津市	○				○					
四日市市	○		○							
伊勢市	○			○	○	○	必要に応じて部会を設置し、部会の決定を協議会の決定とすることで、内容により迅速な意思決定が行える。			
松阪市	○		○							
桑名市	○				○					
鈴鹿市	○			○			障害者施策推進協議会の部会として設置。			
名張市	○			○			会議体が多いため、負担とならないよう配慮した。			
尾鷲市	○	○			○		※紀北町との共同設置			
亀山市	○				○		協議会が機能発揮できるような取組みについて検討するため、障がい者差別解消支援に係る下部組織を設置したが、6年度については開催に至らなかった。			
鳥羽市	○			○	○					
熊野市	○	○			○		※御浜町、紀宝町と共同設置			
いなべ市	○				○					
志摩市	○			○		○				
伊賀市	○				○					
木曽岬町	○				○					
東員町	○				○					
菰野町									○	
朝日町									○	
川越町									○	
多気町	○				○					
明和町	○				○					
大台町	○				○					
玉城町	○					○	高齢者等虐待防止ネットワーク会議と共同で設置している。			
度会町	○				○					
大紀町									○	
南伊勢町	○				○					
紀北町	○	○			○		※尾鷲市との共同設置			
御浜町	○	○			○		※熊野市、紀宝町と共同設置			
紀宝町	○	○			○		※熊野市、御浜町と共同設置			
合計	25	5	2	5	19	3	-	0	4	0

分類は欄外を参照のこと

差別解消法・・・障害者差別解消法(第17条)に基づく地域協議会の位置付けのみを有している。
 基本法・・・障害者基本法(第36条)に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている。
 総合支援法・・・障害者総合支援法(第89条の3)に基づく協議会の位置付けを兼ねている。
 虐待防止法・・・障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている。